

美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備
運営事業者募集事業公募型プロポーザル
方式実施要領に係る仕様書

令和5年6月

美濃加茂市健康こども部こども未来課

美濃加茂市内で私立の保育園又は認定こども園を設置するため、美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル実施要領に関する仕様について定める。

※この仕様書において使用する用語の意義は、美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領（令和5年美濃加茂市公告第16号）の例による。

- 1 事業名 美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業
- 2 無償貸付用地 ※所在地はすべて下米田町今字竹之腰

番号	所在地	登記地目	登記地積
A	109-2	宅地	1,034.53 m ²
B	109-4	宅地	75.00 m ²
C	113-2	宅地	3.30 m ²
D	111-1	宅地	250.00 m ²
E	110-3	宅地	190.00 m ²
F	112-2	宅地	276.84 m ²
G	116	雑種地	877 m ²
H	111-2	宅地	76.00 m ²
	(8筆)	計	2,782.67 m ²

※用地の場所については、別添「資料」を確認すること。

- 3 目的 現在の下米田保育園（以下「現保育園」という。）は昭和47年に建設され、約50年が経過している。そこで、市が所有する土地（公有地）を無償で民間事業者へ貸し付けることで、民間活力を活用し令和8年4月に新しい下米田保育園（保育所又は認定こども園をいう。以下「新保育園」という。）を建設し、民間事業者による新保育園を開園、通常保育以外の特色ある保育の実施、慢性的な保育士不足の解消を民間活力の活用による解消を図り、もって美濃加茂市の保育施設の安定的運営に資することを目的とするものである。
- 4 無償貸付の条件①・・・保育法人に関すること。
 - ・社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。
 - ・令和8年4月1日に新保育園を開園することができる者であること。

無償貸付の条件②・・・現保育園等の利用児童等に関すること。

- ・ 令和8年4月1日の新保育園開園において、現保育園の利用児童の保護者が、新保育園での保育を希望する場合には、当該利用児童を優先的に引き継ぐこと。
- ・ りんご保育園まきのは、現保育園を連携施設とする小規模保育事業であるため、開園後も引き続き連携施設となること。

無償貸付の条件③・・・土地に関すること。

- ・ 土地については、無償で貸し付けることを前提とする。

無償貸付の条件④・・・保育事業等に関すること。

- ・ 美濃加茂市の子ども・子育て支援事業に関する行政を理解し、保護者の就学前教育・保育ニーズに応じて、次の事業等を実施すること。

(1) 0歳児から5歳児までの保育を実施し、認可定員120名～150名程度の保育園又は認定こども園（現保育園の定員（0歳：0人、1歳：6人、2歳：12人、3歳：24人、4歳：24人、5歳：24人）以上の定員を最低限確保すること。ただし、0歳の定員は3人以上とすること。）

(2) 早朝保育（午前7時30分から）・延長保育（午後6時30分まで）

(3) 土曜日の全日保育

(4) 一時預かり事業（参照：美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例）

(5) 地域の未就園児及び保護者、地域自治会活動に対する施設利用の便宜供与など地域の子育て支援、コミュニティー活動又は災害時における避難所に係る事業

(6) 自園調理（ただし、委託によることも可とする。）

※ただし、(4)及び(5)については美濃加茂市健康こども部子育て支援課と、事前に協議すること。

- ・ 職員の配置は、次によること。

(1) 新保育園の施設長は、児童福祉施設等において主任保育士又はこれに相当する職以上として3年以上の勤務実績を有すること。

(2) 保育士の構成は、年齢のバランスに配慮するとともに、保育士実務経験3年以上の者が保育士の総数の概ね3分の1以上含まれていること。

無償貸付の条件⑤・・・開発等に関すること。

- ・ 保育園又は認定こども園の建設に当たっては、法令等の規制を、借受事業者で確認し、遵守すること。

- ・ 新保育園建築の工事は、現保育園における園児の午睡、園庭での活動等に配慮した工事とすること。

- ・新保育園開園後の現保育園解体時の騒音対策をした新保育園とすること。

無償貸付の条件⑥・・・建築物等に関すること。

- ・現保育園は、新保育園が開園後に除却するものとする。この除却については、市が行うものとする。ただし、工作物、樹木等については、処分前に市と相談の上、残すことができる。この場合において、当該工作物及び樹木等は、無償譲渡を原則とする。
- ・新保育園で使用する消耗品等は、借受事業者が調達する。
- ・新保育園施設の維持、修繕、工事等については、借受事業者の費用で行うこと。なお、施設整備に関する補助金については、参加事業者において国、県及び市の補助要綱等を確認すること。
- ・無償貸付契約を解除することとなった場合は、原則として新保育園及びそれに付帯する施設等を除却し貸付前の状況に戻すこと。ただし、市と協議のうえ、市が認めた場合はこの限りでない。
- ・新保育園用地は、飛騨川及び深渡川の浸水区域にあるため、二階への垂直避難等水害対応に配慮した建物とすること。また、運営開始前に安全計画、避難マニュアルの案を策定し、事前に美濃加茂市健康こども部こども未来課等と事前協議を行い当該河川の急な増水にも対応できるようにすること。
- ・近隣民家の住環境に配慮した園舎とすること。

無償貸付の条件⑦・・・保育業務に関すること。

- ・無償貸付契約の締結から新保育園が開園するまでの間、現保育園が通常通りの保育を継続することに協力すること。
- ・現駐車場は、無償貸付契約後も現保育園における行事、児童の送迎等で必要な場合は、駐車場として利用することができる。なお、新保育園の建設等をやむを得ず利用することができない場合は、事前に市へ相談をすること。
- ・地域における地域活動や伝承遊び等の実施、農業体験その他地域と新保育園との交流に関し、下米田地区のまちづくり協議体と協議のうえ交流を行うこと。

無償貸付の条件⑧・・・契約に関すること。

- ・借受事業者が保育業務を継続する意思を喪失、又は岐阜県の指導監査等での指摘事項を是正しようとならない場合、市は、1年以上の期間を設けて通知をしたうえで契約を解除することができる。
- ・借受事業者が保育業務を継続することが困難であると判断した場合、当該事業者は、少なくとも1年前には市と協議を始めること。

無償貸付の条件⑨・・・上記以外に関すること。

- ・ 保護者及び地元への説明会等において、事業の概要等の説明を行うこと。
- ・ 現保育園から新保育園への保育の引継ぎは、新保育園用地の使用貸借契約締結後から行うことができる。なお、当該引継ぎに要する経費については、市は負担しない。

5 無償貸付の期間等

- ・ 貸付の期間は、無償貸付契約を締結した日から令和18年3月31日までとし、それ以降は市と借受事業者が協議し合意をすれば延長することができる。なお、延長の申し入れは、市又は借受事業者のいずれかが、契約終了日の1年前までに行うこととする。
- ・ 岐阜県の指導監査等で著しく保育業務の継続に問題となる指摘事項があり、改善されない場合は、延長に際し考慮するものとする。

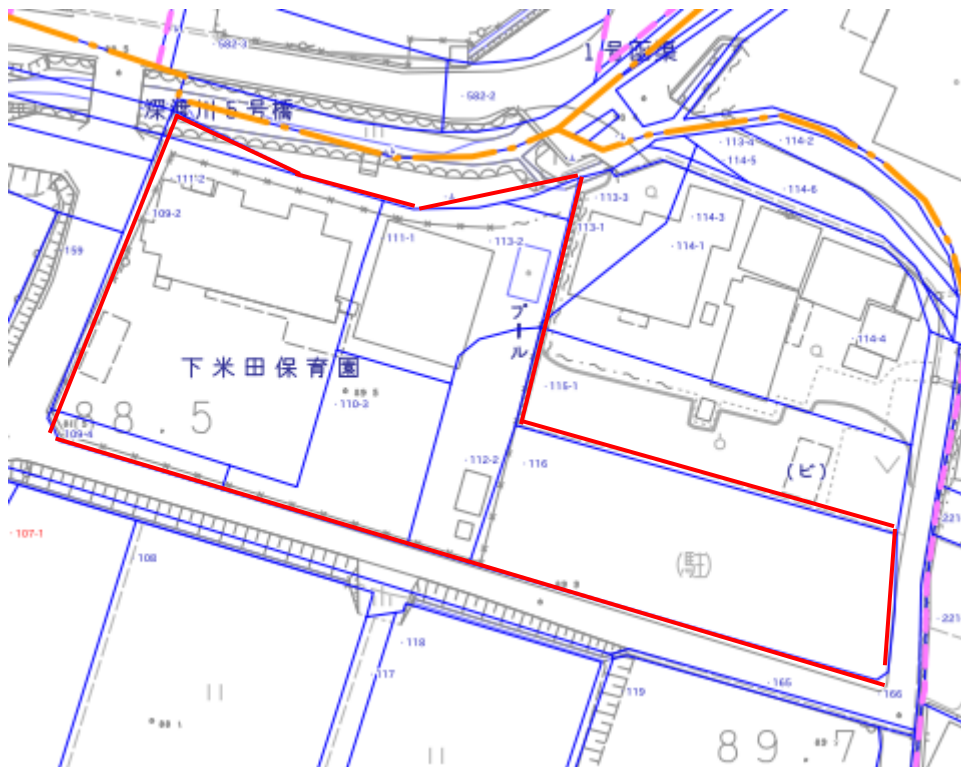
無償貸付用地【航空写真】



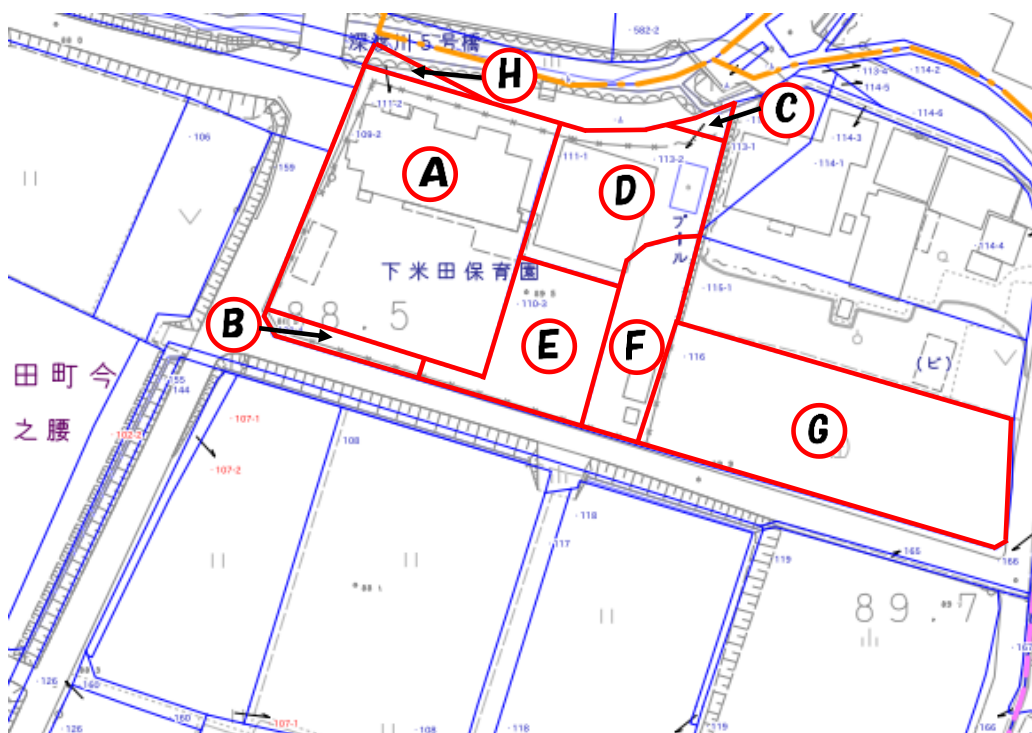
無償貸付用地【住宅地図】



無償貸付用地【地番図】



無償貸付用地【字図】



※航空写真、図面等における現保育園用地の赤い線はあくまでイメージである。

現保育園の現状

入園児	1歳児から5歳児
保育時間	短時間認定児童 8時30分から16時30分まで
	標準認定児童 7時30分から18時30分まで
保育日	月曜日～金曜日・土曜日（ただし、あじさい保育園で実施）
休業日	日曜日・祝日・振替休日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料 特定教育・保育給付認定を受けた市に対し、その市が定める利用料（保育料）を支払う。 ・ 保育用品（2歳未満児） 1,600円程度 出席ノート、連絡帳、名札、コップ、カラー帽子 ・ 保育用品（2歳以上児） 3,500円程度 上記のほか、のり、はさみ、粘土、クレパス等 ・ 園児服 4,000円（1着） ・ 体操服 3,700円（上下） ・ 災害共済給付金掛金 240円 保護者負担分 ・ 保護者会費 5,000円（年額） ・ 主食代（3歳以上児） 5,000円程度（年額）

入所園児の推移 ※各年4月1日基準（単位：人）

	R1	R2	R3	R4	R5
1歳児	6	7	6	5	3
2歳児	12	12	11	11	8
3歳児	19	22	18	19	18
4歳児	26	19	22	19	20
5歳児	23	25	21	22	18
合計	86	85	78	76	67